

令和4年4月1日以降適用の労務単価の運用に係る 特例措置について

青森県県土整備部では、令和4年4月1日以降公告するものから適用する労務単価（以下「新労務単価」）を定めました。

これに伴い、県土整備部では、下記のとおり特例措置を定め取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、下記 2 に定める工事の受注者は、「工事請負約款」第 57 条の定めに基づき、令和 3 年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2. 対象工事

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して積算している工事（余裕期間制度を活用した工事においても同様に令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事とする）が対象となります。

なお、対象工事については、監督員から受注者へ当該特例措置の対象となっている旨を書面で通知します。

3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において $P_{\text{新}}$ 及び k はそれぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ： 新労務単価により積算された請負代金額対応額

k ： 当初契約の落札率

4. 請求期限

監督員から対象受注者へ通知した日から 14 日以内とします。

5. その他

令和 4 年 2 月 28 日以前に契約を行った工事については、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 2 月 14 日付け青整企第 278 号）の規定を準用するものとします。

今回の措置に基づき請負代金額の変更の協議を行い、増額変更となった場合で、下請負人との契約に増額となった部分が含まれている場合は、下請負人との契約にもその増額を反映させるよう留意してください。

【担当】

青森県 県土整備部

整備企画課 技術管理グループ

TEL：017-734-9645

Mail：seibikikaku@pref.aomori.lg.jp